

季刊

労働おきなわ

2014 Autumn

No.127



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル

0120-610-223

労働おきなわ

2014 Autumn No.127

目次

◆ Relay Essay

一般社団法人沖縄産業開発青年協会

理事長 吉川 浩正 1

◆ ワーク・ライフ・バランス企業認証 2

◆ ワーク・ライフ・バランスセミナー 3

◆ INFORMATION

・平成26年度「全国労働衛生週間」について 4

・健康経営について
～3年連続全国ワースト1 有所見率63.7% 4

・労働保険について 5

・過労死等防止対策推進法の公布について 6

・多様な正社員の普及・拡大について 6

・過重労働解消のためのセミナー開催について 6

・特別支援学校早期訓練について 6

◆ 中退共退職金制度 7

◆ ファミリー・サポート・センターの紹介 8

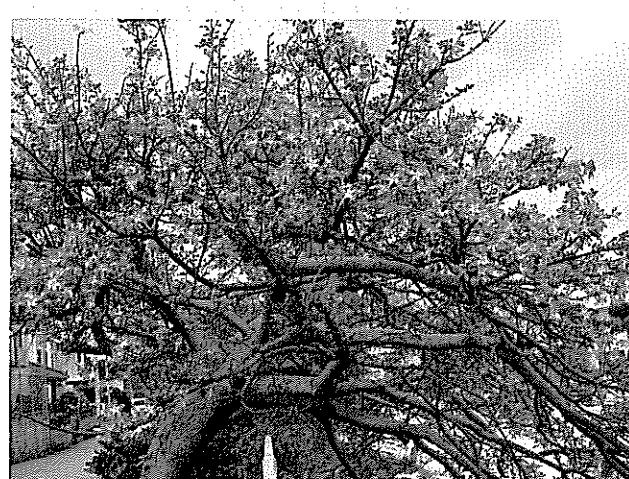
◆ 労働委員会だより 10

◆ 労働相談 11

◆ 困ったときの労働相談窓口 12

◆ 沖縄県の最低賃金について 13

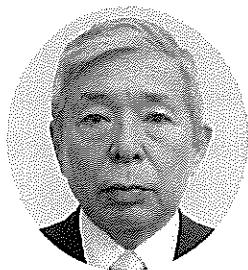
◆ 労働経済指標 14



◆表紙の写真

トックリキワタ(徳利木綿)

南米原産の落葉高木。花は鮮やかなピンク色で、満開の様子が桜に似ていることから「南洋桜」とも呼ばれる。果実はカポック綿と呼び、枕や座布団の原料綿。南米ブラジル原産。沖縄では11-12月にかけて満開になる。



『自分の将来は、自分自身で切り拓く！』 時代が求める人材育成を

一般社団法人沖縄産業開発青年協会

理事長 吉川 浩正

鳥のさえずりで目を覚まし、それに続く早朝マラソンのかけ声は、自然の大切さを教え、生活にリズムを与えてくれる。青年隊の一日は、こうして始まる。

沖縄産業開発青年協会、通称、青年隊は、各種の技能訓練を通して青少年の健全育成を図り、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的として設立された特色ある訓練機関であります。

1 自主自立の精神を確立すること。2 開拓精神を培うこと。3 知識、技能を磨くこと。を理念の3本柱としていますが、その訓練内容は、

- 1 規則正しい行動で良い生活習慣を身に付け、健康を保つ。
- 2 集団生活、作業で仲間意識を高め、協調性を養う。
- 3 綿密なカリキュラムと周到な現場実習により、確実に技術、資格を取得する。

というきわめてシンプルな原理、原則に従っています。

しかし、そのシンプルさと頑固さこそが、「自分の将来は、自分自身で切り拓く！」という実践に強い本来の人間力を高める原動力なのです。

もちろん、情勢が日々変化する昨今、シンプルさと頑固さだけでは、時代に取り残されてしまいます。青年隊では、産業構造の転換、技術革新など時代の変化に対応して、これまで訓練科目、内容を見直し、運営の改善に取り組んでまいりました。

特に本年度は、通常実施している隊員訓練と一般の方を対象とする向上訓練に加えて、若年建設技能者等育成支援事業を実施することにしております。

その経緯を説明しますと、昨年来アベノミクスによる景気拡大策、東京オリンピックの開催決定等を背景に経済は緩やかに好転の兆しが見えつつありますが、業種によっては、急激な拡大傾向に直面し、需給バランスに大幅な不均衡を生じています。

中でも、県内建設業界においては、公共事業等の拡大に併せて、消費税値上げ前の駆け込み発注

も加わり、受注がありながら建設技術者の確保ができないためこれを断るなど深刻な事態も発生しております。

そのため、行政、建設業界、訓練機関が一体となって、建設技術者の確保、育成を目的とした緊急の雇用、訓練を実施することとしました。

その概要は、まず県内求職者を対象に鉄筋組立、型枠工事等の重点技能と併せて建設機械等の基礎技能及び安全・マナーの基本教育等の研修を青年隊で4カ月程度実施した後、企業現場等において経験を積ませることにより、計画的かつ着実な人材を育成し、継続的な雇用機会の創出を図るものであります。

建設業界の強い要望と国、県の配慮により初めて実施されるこの事業は、まず正社員として採用され、給料を貰いながら技能訓練を受け、そして資格がとれるまさに画期的な事業だと思います。

若者にとっても、自らの手で資格をつかみ、仕事を覚える最大のチャンスです！そして訓練の成果が会社の実績に反映され、建設業界では県経済に貢献することになります。

定員70人ですが、まだ空きがあります。失業中であれば、どなたでも応募できますので、多くの方がチャレンジすることを、強く望んでいます。ところで、巷ではいわゆるミスマッチがかなり見られ、国、県、業界もその解消に向けて、頭を悩ませているようです。

青年隊は、社会が求める人材は、「まずは協調性、そして技能・資格である。」と認識し、これまで人間性を高める教育訓練と隊員が自立するための技能訓練を基本に据えてきました。

その結果、現在青年隊の就職率は、ほぼ100%で、卒隊者も8,360名を数え、県内外はもとより世界各地で幅広く活躍し、高い評価を受けております。来年は創立60周年を迎ますが、今後もこの基本方針は、継承していくことでしょう。

「自分の将来は、自分自身で切り拓く！」この自立の精神こそ、新しい時代を担う若者に求められる必要、不可欠なファクターであると信じて疑いません。

沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介

県では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について企業の自主的な取組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として平成19年10月に「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を発足しました。

ワーク・ライフ・バランス認証企業に認証されるための要件として、次世代育成支援対策推進法の“一般事業主行動計画の策定・届出”と「仕事と生活の調和に向けた」プラスアルファの取組みが求められます。

今回、新たに1社がワーク・ライフ・バランス認証企業に加わりましたので、その企業と取組みについて紹介します。



[平成26年8月13日 認証交付式 社会医療法人仁愛会]

認証第50号 社会医療法人 仁愛会

【理事長】 宮城 敏夫

【所在地】 浦添市伊祖四丁目16番1号

【取組内容】 職員サポートセンターの設置・運営

院内託児所の設置・運営

病児デイケア利用の職員に対し、利用料金の一部を還元

病院独自の短時間勤務制度の創設

楽しく働くための調査の実施とその後の支援

女性の育児休業取得率 100%

男性の育児休業取得実績あり

【P R】 仁愛会は、当法人のあるべき姿の1つに「ワーク・ライフ・バランスの確立」を挙げており、そのために各職員自身の家庭環境の変化（子どもが生まれた、親の介護が必要になった等）に柔軟に対応できる、働きやすい環境構築を進めています。



参加
無料

WORK,
Life,
Balance

ワーク・ライフ・バランス推進事業



ワーク・ライフ・バランス セミナー

テーマ

経営資源を最大化させるための仕組みづくり
～全社一丸となるためのワーク・ライフバランスとは～

- なぜ、今ワークライフバランスが必要なのか？
- これからの大介護時代に備えて
- 沖縄の企業が抱える課題
- 求められるマネジメントスタイル
- ワークライフバランス実現に向けて

対象者：県内企業様（経営陣・管理職層・人事・総務・社内教育担当者様向け）

セミナー日程

〔講師紹介〕



比嘉華奈江

(株式会社Life is Love ワークライフバランスコンサルタント)
株式会社ワーク・ライフバランス加盟コンサルタント
日本教育推進財団認定コミュニケーション・トレーナー

航空会社で14年間客室乗務員として勤務。自身の結婚・出産を機にワーク
ライフバランスという考え方と出会う。ワークライフバランスの実現(生産
性の向上・チームワーク力の強化など)には、社員一人一人のコミュニケーション
能力の向上が欠かせないと想から、ワークライフバランス×コミュニケーションをテー
マに企業の働き方の見直しコンサルティングを行う。

10/15 水 宮古島合同庁舎
(13:30~15:30)

30名

11/20 木 八重山合同庁舎
(13:30~15:30)

30名

ご参加いただいた企業様の中から、ワークライフバランス推進に向けて、アドバイザ支援が必要な企業様を募集しております。
企業の現状に合わせて、社会保険労務士・ワークライフバランスコンサルタントにより、対応させていただきます。

主 催：沖縄県（商工労働部 労働政策課）
企画運営：(株)Life is Love・(株)琉球新報開発・(株)シェアードミックス
問 合 せ：ワーク・ライフ・バランス事務局 (株)シェアードミックス内
TEL 098-988-3353 FAX 098-988-9099

「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」

～平成26年度「全国労働衛生週間」を10月に実施～

厚生労働省では、10月1日(水)から7日(火)まで、「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」をスローガンに平成26年度全国労働衛生週間を実施します。全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めることが目的で、各職場で職場巡視やスローガン提示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催などさまざまな取組みが展開されます。

有所見率
63.7%

3年連続全国ワースト1 ～平成25年の職場における定期健康診断結果～

沖縄労働局で県内の50人以上の労働者を使用する事業場から提出のあった平成25年の定期健康診断実施報告の状況を取りまとめたところ、健康診断項目に何らかの異常がある有所見率は63.7%（全国平均53.0%）で平成23年から3年連続のワースト1となっています。中でも、肝機能、血中脂質、血圧といった生活習慣病関連の項目で有所見率が高いです。（詳細については、沖縄労働局HP「事例・統計」参照）

沖縄県長寿復活の鍵は働き盛り世代の健康改善にあると言われていますが、これは企業経営にとっても大切なことです。社員の健康を大切にすることで、会社の成長力・活力を高める経営概念が「健康経営」と呼ばれ注目されています。これは社員の健康増進を経営投資だとする考え方です。

沖縄労働局では、県内企業の皆様に、「健康経営」の考え方方に立って、職場における健康づくりに取り組んでいただこうと、次のメニューをご用意しております。ぜひ、ご利用ください。

「(仮)ひやみかち健康経営宣言」事業

社員の健康増進に取り組む企業「健康経営宣言企業」を労働局ホームページで公表し、職域運動の気運を高めます。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の商標登録です。

「おきなわを歩こう（バーチャルウォーク）」事業

肥満・生活習慣病予防の第一歩として、日常の歩数を専用サイトに入力してバーチャルに沖縄一周を楽しんでいただけます。（申し込み：9月10日～9月30日、後期開始：10月1日～H27年2月27日）<http://aruko.uchina.jp/>

個別支援サービスの提供

沖縄産業保健総合支援センターでは、保健指導や健康管理に関する相談、健康教育など職場における健康づくりについて、各事業所のニーズに応じた支援を無料で行っています。

〈地域産業保健センター〉

労働者数50人未満の事業場を対象に支援を行っています。県内5か所（那覇、中部、北部、宮古、八重山）に設置しています。詳細はHPを参照ください。<http://www.naha-sanpo.jp/>

〈総合支援センター（那覇市小禄）〉

会社の産業医、衛生管理者、保健師の方を対象にした専門的な相談対応、研修などを行っています。詳細は以下のHPを参照ください。<http://www.sanpo47.jp/>

労働者を1人でも雇っている事業主は 労働保険に加入する義務があります。

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で労働者を1人でも雇用する事業主は、必ず加入しなければなりません。（農林水産業の一部の事業は除く）

労災保険とは

- ◆労働者が業務中や通勤途上に事故にあった場合、労働者やその遺族のために必要な保険給付を行い、併せて社会復帰の促進、援護等を行う制度です。

雇用保険とは

- ◆雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図る制度です。

未手続の事業主はお早めに加入手続を！

事業主が加入手続を行わない間に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の100%又は40%を事業主から徴収することになります。

(費用徴収制度)



パート、バイト、臨時だから・・・
は関係ありません。
1人でも雇ったら入ろう。労働保険！

詳しくは沖縄労働局労働保険徴収室（Tel098-868-4038）または最寄りの労働基準監督署か公共職業安定所へお問い合わせください。



沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

過労死等防止対策推進法が公布されました

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とする「過労死等防止対策推進法」(平成26年法律第100号)が、6月27日に公布されました。公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

多様な正社員の普及・拡大について

7月30日、厚生労働省の「多様な正社員」の普及・拡大のための有識者懇談会（座長：今野浩一郎 学習院大学経済学部経営学科教授）によって、「多様な正社員」の円滑な導入・運用のための提言が盛り込まれた報告書がとりまとめられました。詳しくは、こちらをご覧ください。

(7月30日厚生労働省報道発表資料) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000052513.html>

過重労働解消のためのセミナーを開催します

厚生労働省では、企業の自主的な過重労働に係る改善対策の推進を図るため、11月から全国8箇所でセミナーを開催します。詳しくは、沖縄労働局ホームページ内のセミナーチラシをご覧いただくか、沖縄労働局労働基準部監督課（電話098-868-4303）へお問合せください。

(セミナーチラシ)

<http://okinawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/okinawa-roudoukyoku/kantoku/H26/260811kajyuroudou-semina.pdf>

障害者雇用を検討されている事業主のみなさまへ

特別支援学校早期訓練の受託企業募集!!

沖縄県では、特別支援学校高等部3年生の就職促進を図るため、企業等に委託して「特別支援学校早期訓練」を実施しています。

求職者の仕事の適性、技能の習得度、勤務態度等を見て採用を考えることができ、雇用へのより良い判断につなげていただけます。

■ 訓練期間・時間は、企業と学校で協議して決定。

期間は1~3ヶ月以内で、月あたり100時間（下限60時間）

■ 訓練受託企業には、訓練生一人当たり月額上限64,800円（税込み）の受託料あり。

■ 教育活動の一環のため、賃金等の支払いは必要ありません。

■ 訓練中の労災保険は、沖縄県が負担します。など

訓練開始は10月以降です。詳細については、下記までお問い合わせください。

沖縄県商工労働部労働政策課 障害者職業訓練コーチまで

T E L : 098-866-2366 E-mail : aa058009@pref.okinawa.lg.jp

◎早期訓練の申請書類の作成については、労働政策課・職業能力開発校にて支援致します。



沖縄県「みんなでグッジョブ運動」推進キャラクター ジョブたん

ご存知ですか? 中退共の退職金制度。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

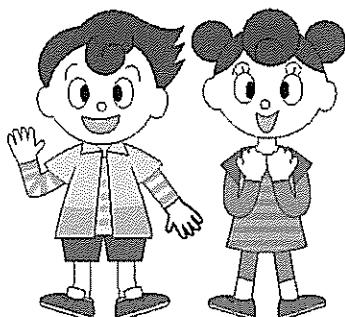
安心

国の制度だから
安心・確実

掛金の助成を
受けることができます

簡単

外部積立型だから
管理がカンタン



詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

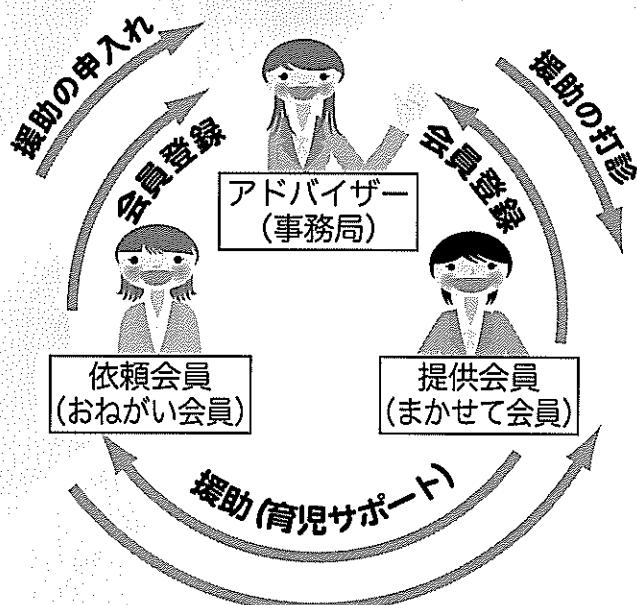
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

ちゅうたいきょう
略称：中退共



ファミリー・サポート・センターのしくみ

ファミリー・サポート・センター



※1：報酬(利用料金)
※1：報酬基準は、1時間あたり600円(通常活動)または700円(時間外)です。通常活動の時間は各センターで若干異なります。

援助内容(育児サポート)

- 保育所や学校等の開始前や終了後の子どもの預かり
- 保育施設までの送迎
- 学童保育終了後の子どもの預かり
- 学校の夏休みなどの子どもの預かり
- 子どもの習い事への送迎
- 保護者等の病気や急用時の子どもの預かり
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- 買い物等外出の際の子どもの預かり
- 病後児・宿泊を伴う預かり(未実施のセンターもありますので、お問合せ下さい)

ファミリー・サポート・センター (事務局)が行う業務

- 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- 相互援助活動の調整
- 会員に対して相互援助に必要な知識を提供する講習会の開催
- 会員の交流を深め、情報交換の場を提供する交流会の開催
- 子育て支援関連施設・事業との連絡調整等

依頼会員(おねがい会員)とは

子育ての手助けをして欲しい方で、センターが設置されている市町村に居住(または勤務)している方

提供会員(まかせて会員)とは

育児の援助をしたい方で、心身ともに健康でかつセンターの指定する※2 講習を修了した方

※2：各センターで実施する保育センター養成講座(24時間以上)を修了した方は会員登録の資格が得られます。

両方会員(どっちも会員)とは

依頼会員と提供会員の両方を希望する方

相互援助活動(育児サポート)の流れ

1. ファミリー・サポート・センターに会員登録をします
2. アドバイザーに依頼の連絡をします
3. アドバイザーは提供会員に援助の打診をします
4. 協力してくれる提供会員を依頼会員に連絡します
※事前打合せを行います
5. 提供会員は育児の援助を行います
※活動後、センターへ報告書提出
6. 依頼会員は提供会員に援助活動に対する報酬を支払います



設立運営について

- 設立運営主体：ファミリー・サポート・センターの設立運営は市町村が行います。
市町村はセンターが行う事業を公益法人等に委託することもできます。
- 設立の要件：ファミリー・サポート・センター事業のニーズがあり、会員数が50名以上見込まれる場合は、市町村の人口に関係なく設置できます。
- 運営補助：設立後の運営費は、沖縄県子育て支援課が実施する保育緊急確保事業において補助されます。
但し、会員数が50名以上である等の一定の要件を満たすファミリー・サポート・センターを対象とします。



ファミリー・サポート・センター



～あなたの子育て応援します！～

ファミリー・サポート・センターとは、育児の手助けをして欲しい方と、育児の手助けをしたいと思っている地域の人同士が会員となって行う有償ボランティアのしくみです。子どもの一時預かりや保育施設への送迎などの育児支援、保育サポート講習会、会員同士の交流会、子育てに関するアドバイスなどを行っています。

ファミリー・サポート・センターは県内に19ヵ所31市町村で設置されています。会員登録の際は、下記センターまでお問い合わせください。

沖縄市ファミリー・サポート・センター

〒904-0004 沖縄市中央 3-15-5 (パークアベニュー通り)
TEL:098-921-1234 FAX:098-939-6477
(開所時間) 月～土曜日 午前8時30分～午後6時

宮古島市ファミリー・サポート・センター

〒906-0013 宮古島市平良字下里 442 (宮古島市働く女性の家内)
TEL:0980-73-1332 FAX:0980-73-5245
(開所時間) 火～日曜日 午前8時30分～午後5時15分

那覇市ファミリー・サポート・センター

〒901-0155 那覇市金城 3-5-4 (那覇市社会福祉協議会内)
TEL:098-857-8991 FAX:098-859-8388
(開所時間) 月～金曜日 午前9時～午後6時

名護市ファミリー・サポート・センター

〒905-0014 名護市港 2-1-2 (名護市児童センター内)
TEL (兼 FAX) 0980-53-3926
(開所時間) 月～金曜日 午前9時00分～午後5時30分

うるま市ファミリー・サポート・センター

〒904-2215 うるま市みどり町 6-9-1 (みどり町児童センター内)
TEL:098-972-6229 FAX:098-972-6200
(開所時間) 月～土曜日 午前9時～午後6時

浦添市ファミリー・サポート・センター

〒901-2121 浦添市内間 2-18-2 (浦添市地域福祉センター内)
TEL:098-870-0073 FAX:098-870-5151
(開所時間) 月～土曜日 午前9時～午後6時

豊見城市ファミリー・サポート・センター

〒901-0292 豊見城市宇翁長 854-1 (豊見城市役所内)
TEL:098-850-0143 FAX:098-856-7046
(開所時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

宜野湾市ファミリー・サポート・センター

〒901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1 (宜野湾市役所内)
TEL:098-893-4411 (内線 458・461) FAX:098-893-4108
(開所時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

北谷・嘉手納・北中城ファミリー・サポート・センター

〒904-0116 北谷町北谷 1-12-11
TEL:098-989-9763 FAX:098-989-9764
(開所時間) 月～金曜日 午前9時～午後5時30分

糸満市ファミリー・サポート・センター

〒901-0305 糸満市西崎 1-35-2 (西崎太陽児童センター内)
TEL (兼 FAX) 098-992-4228
(開所時間) 月～土曜日 午前9時～午後6時

☆ファミリー・サポート・センター
事業についてのお問い合わせ

沖縄県商工労働部労働政策課(労政福祉班)
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL(098)866-2366/FAX(098)866-2355



沖縄県

よみたんファミリー・サポート・センター

〒904-0312 読谷村字比謝磯 55 (比謝磯複合施設内1階)
TEL: 098-953-3525 FAX:098-953-3526
(開所時間) 月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分

☆ファミリー・サポート・センターの事業目的☆

労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者福祉の増進及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。

個別労働関係紛争のあっせん制度のご紹介

～労働委員会が労使紛争の解決をお手伝いします～

労使間の労働条件等に関するトラブルでお困りではありませんか？

当委員会では、個々の労働者（正社員、派遣社員、パート・アルバイトなど含む）と使用者との間の労働条件等に関するトラブルについて解決をお手伝いする「個別労働関係紛争のあっせん」を行っています。

今回は、この「個別労働関係紛争のあっせん」について、紹介します。

◆「個別労働関係紛争のあっせん」とは？

労働問題に関して経験豊かな「あっせん員」が、労働関係紛争の生じた個々の労働者と使用者からお話を伺い、双方の問題点を整理したうえで、助言等を行い、双方の歩み寄りによる解決の援助を行うものです。

労働基準法等の法違反の是正を図るために行われる行政指導ではなく、一定の措置を実施することを強制するものでも、「(労働者又は使用者の)どちらかが悪い」といった紛争の決着をつけるものでもありません。

◆あっせんの対象となる紛争は？

個々の労働者と使用者との間で起きた労働に関するトラブルです。例えば、「解雇や配置転換に関する事」、「賃金や労働時間などの労働条件に関する事」、「セクハラやいじめ等職場環境に関する事」などがあります。

◆あっせん員はどのような人ですか？

「あっせん員」とは、「あっせん員候補者名簿」に記載されている人の中から、事件ごとに労働委員会の会長の指名を受けた人のことです。

「あっせん員候補者名簿」には、労働委員会の公益委員（大学教授、弁護士などの学識経験者）5名、労働者委員（労働組合の役員など）5名、使用者委員（企業経営者、使用者団体役員など）5名と事務局職員3名の計18名が登録されています。

通常は、公益委員、労働者委員、使用者委員それぞれ1名ずつが指名され、3名であっせんを行います。

◆個別労働関係紛争のあっせんのメリットを教えてください。

- ・1ヶ月程度での早期解決を目指し、調査やあっせんを迅速に実施します。
- ・あっせん員が中立・公平な立場で解決を援助します。解決の援助にあたっては、当事者の意向を尊重し、話し合いでの解決に努めます。
- ・申請の手続きは簡単で、費用は無料です。

☆★事務局から一言☆★

個別労働関係紛争のあっせんの申請・手続きに関する事は、どうぞお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局（県庁2階）

TEL：098-866-2551 FAX：098-866-2554

ホームページ：「沖縄県労働委員会」と入力し検索

Eメール：aa160008@pref.okinawa.lg.jp

休憩時間中の電話当番

● 相談内容 ●

昼休みの電話当番は、労働時間になるのでしょうか。

昼休み時間中の外部からの電話に対応するため、従業員に交替で「昼休み当番」として電話当番をしてもらっています。しかし、社内には、当番中は拘束されるので昼休みではなく労働時間だとする意見もあります。どのように取り扱うべきでしょうか。

● 相談回答 ●

ポイント

昼休み時間中に電話当番をさせるのは、休憩時間の自由利用が保障されているとはいはず、「労働時間」に該当することとなります。この場合には、一定の手続を踏んだ上で、休憩時間をほかに与えなければならないことになります。

☆休憩時間は、自由利用が原則

休憩時間は、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間を与えなければなりません（労働基準法第34条）。

また、休憩時間の与え方は、①労働時間の途中で、②一斉に、③自由に利用させることが原則です（同条）。

ご相談の場合は、昼休みに電話当番をさせているということですが、この時間中、電話当番をしている従業員は持ち場を離れることができず、事実上拘束されていることになります。そのため、③の休憩の自由利用の原則からすれば、休憩時間とはいえません。

☆電話当番をしている時間は、労働時間

行政解釈では、「休憩時間に来客当番として待機させていれば、それは労働時間である」とされています（平成11年3月31日基発第168号等）。

労働基準法にいう労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、実作業をしている時間のほか、使用者から指示を受けて働くために待機している時間も含まれます。ですから、店舗における客待ち時間なども労働時間に当たります。

また、労働時間の考え方については、判例でも、「労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるもの」（「三菱重工業長崎造船所事件」平成12年3月9日最高裁第一小法廷判決）と解釈されています。

したがって、ご相談のような昼休みの電話当番をしている時間は、会社から交替で電話当番をすることが指示されているわけです。それは、使用者の指揮命令下にある時間ということになり、その時間は休憩時間ではなく、労働時間ということになります。

そうなりますと、休憩時間は、電話当番をしている時間のほかに別途与えなければなりません。また、電話当番をしている時間とほかの作業に従事している時間と合わせて法定労働時間を超過すれば、時間外労働の割増賃金（同法第37条）を支払わなければならないという問題も出てきます。

☆交替で休憩時間を与える場合

休憩時間の与え方としては、前記のとおり、「一斉に」与えることが原則です。

ただし、労働基準法が定めるこの「一斉休暇の原則」は、一定の業種（運輸交通業、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、官公署）には適用されません。

また、これら以外の業種で一斉休暇によらないことができるるのは、事業場の従業員の過半数で組織する労働組合（これがない場合は、従業員の過半数の代表者）と事前に書面による労使協定を締結している場合です（同法第34条第2項ただし書）。

ご相談のケースでは、交替で昼休みに電話当番をする従業員には、ほかの従業員とは別の時間帯に休憩時間を与えざるを得ません。この場合、貴社が前記の業種に当たらない限り、交替で休憩を取らせる場合には、一斉休憩によらないことを労使協定で定めることが必要となります。

困ったときは気軽に相談してみよう！

●労働条件相談ホットラインを開設!!●

厚生労働省では、労働条件のことで悩みがあっても、日中忙しくてなかなか相談できない方々にも対応できるよう、平成26年9月1日から、平日夜間・土日に、無料で相談できる電話相談窓口を開設します。

こんなお悩みはありませんか？

労働者の方

- ★募集内容と実際に勤務内容が違っている…？
- ★有給休暇は取れないの…？
- ★残業が多くて、どうにかならないのかな…？

企業経営者の方

- ★雇用通知書には、何を書けばいいの…？
- ★アルバイトの有給休暇は、正社員と同じなの…？
- ★残業時間を減らすには、どうすればいいの…？

開設期間：平成26年9月1日～平成27年3月31日

受付時間：平日（月・火・木・金） 17時～22時

土日 10時～17時

※12月6日（土）は午後12時～午後17時対応

※12月29日（月）～1月3日（土）は除く

フリーダイヤル
0120-811-610

そ の 他 の 相 談 窓 口

沖縄県における労働相談窓口

★「労政・女性就業センター」

沖縄県では、労政・女性就業センターに労働相談窓口を設け、労働に関する問題について労使双方から幅広く相談（電話・面談）に応じています。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

たとえば、

- ・労働条件に関する事（解雇、賃金不払、退職金、労働時間 etc...）
- ・勤労者福祉に関する事（労働保険、退職金共済制度、福利厚生 etc...）
- ・雇用に関する事（定年制、退職強要、配置転換etc...）
- ・労働組合に関する事（労働組合の結成、活動、労働協約 etc...）
- ・その他（職業能力開発、職場の人間関係 etc...）

フリーダイヤル：0120-610-223

午前8時30分から午後5時まで（土日祝日除く）

※午後5時以降は、留守番電話を設置しておりますので、相談内容・連絡先をテープに吹き込んで頂ければ、後日、相談員から連絡を差し上げます。

所在地：〒900-0036 那覇市西3丁目11番1号
(ているる5F)

沖縄労働局における労働相談窓口

★「沖縄労働局総合労働相談コーナー」

（沖縄労働局企画室内）

所在地：那覇市おもろまち2丁目1番1号（3階）

TEL：098-868-6060

★「那覇総合労働相談コーナー」

（那覇労働基準監督署内）

所在地：那覇市おもろまち2丁目1番1号（2階）

TEL：098-868-8008

★「沖縄総合労働相談コーナー」

（沖縄労働基準監督署内）

所在地：沖縄市住吉1丁目23番1号（3階）

TEL：098-982-1400

★「名護総合労働相談コーナー」

（名護労働基準監督署内）

所在地：名護市字宮里452番地3（1階）

TEL：0980-52-2691

★「宮古総合労働相談コーナー」

（宮古労働基準監督署内）

所在地：宮古島市平良字下里1016番地（1階）

TEL：0980-72-2303

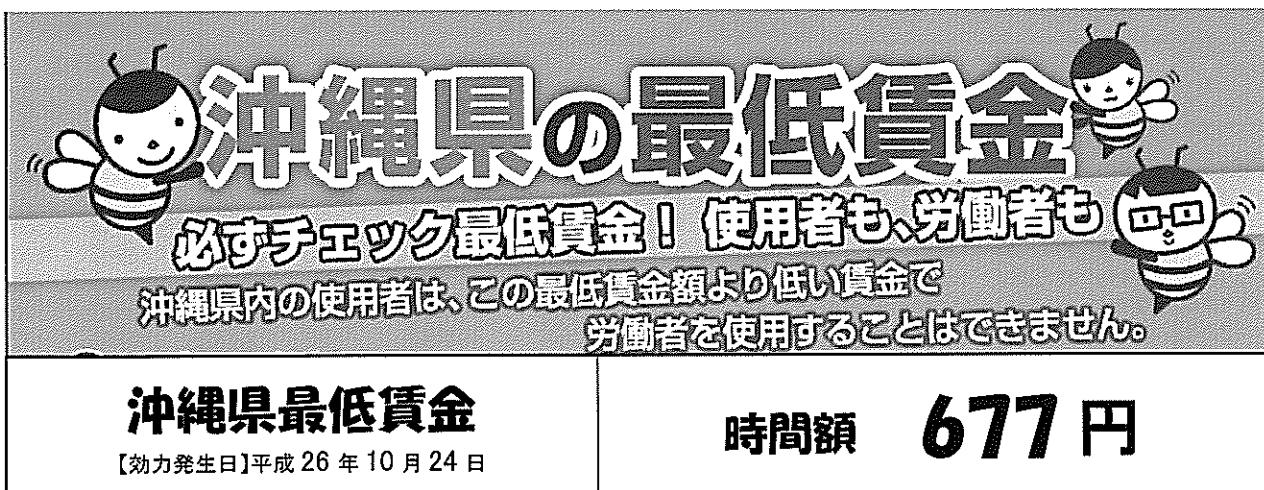
★「八重山総合労働相談コーナー」

（八重山労働基準監督署内）

所在地：石垣市登野城55番地4（2階）

TEL：0980-82-2344

沖縄県最低賃金は平成26年10月24日から「677円」に改正施行されます!



最低賃金の引き上げに向けて中小企業事業主向けの相談窓口や助成金もありますので、ぜひ、ご相談ください。

●最低賃金ワン・ストップ無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが中小企業事業主の次のような悩みについて無料でワン・ストップで、相談対応・専門家派遣いたします。

経営課題 (販路開拓、新規事業開拓、資金調達など)

労務管理 (最低賃金の引上げに向けた制度の説明、賃金制度や労働時間制度の見直しなど)

●業務改善助成金

中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

賃金改善 (事業場内で最も低い時間給(800円未満)を40円以上引き上げ)

業務改善 (パソコンの増設や、機器の導入など)

相談窓口

沖縄県最低賃金総合相談支援センター TEL 098-860-2525

那覇市字上之屋303番地8 沖縄県中小企業団体中央会

最低賃金についてのお問合せ先：沖縄労働局労働基準部賃金室

☎ 098-868-3421

または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄県)	完全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数			
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H22=100			
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国		
平成14年	千人	人	千人	人	千人	%	人	人						
15年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	100.3	101.0		
16年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.0	100.7		
17年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.1	100.7		
18年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	99.3	100.4		
19年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.1	100.7		
20年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	99.5	100.7		
21年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	101.6	102.1		
22年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	100.8	100.7		
23年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	100.0	100.0		
24年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	99.9	99.7		
	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	99.6	99.7		
6月	32,745	275,373	13,548	122,754	33	4.9	33,804	16,279	0.48	2,085	99.6	99.8		
7月	32,701	273,817	13,633	122,806	42	6.1	33,330	17,265	0.52	2,184	100.0	100.0		
8月	32,606	274,194	13,697	122,185	46	6.6	32,291	17,860	0.55	2,001	100.6	100.3		
9月	32,626	274,184	13,681	122,327	36	5.3	31,615	17,934	0.57	2,076	100.7	100.6		
10月	32,632	275,269	13,717	122,627	34	4.9	31,021	18,242	0.59	2,256	100.8	100.7		
11月	32,639	275,748	13,817	123,591	33	4.8	30,121	17,730	0.59	1,905	100.7	100.8		
12月	32,504	275,627	13,957	124,547	31	4.5	28,122	17,140	0.61	1,735	100.5	100.9		
26年1月	32,475	273,618	13,831	124,481	33	4.8	28,892	18,360	0.64	1,618	100.4	100.7		
2月	32,451	276,046	13,736	121,911	32	4.7	30,145	20,628	0.68	1,991	100.4	100.7		
3月	32,380	270,838	13,648	117,358	35	5.2	31,830	22,488	0.71	3,077	100.6	101.0		
4月	32,902	280,206	13,709	117,475	39	5.8	33,238	20,950	0.63	2,946	102.5	103.1		
5月	32,974	277,950	13,838	119,311	36	5.4	32,040	19,497	0.61	2,389	102.9	103.5		
資料出所	県統計課				沖縄労働局				県統計課					

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
6月	152.1	151.1	140.0	141.9	12.1	9.2	666,226	454,831	348,800	281,825	317,426	173,006
7月	154.3	153.8	141.9	144.5	12.4	9.3	503,316	351,004	348,119	280,643	155,197	70,361
8月	148.0	153.5	136.0	143.8	12.0	9.7	360,047	301,218	348,361	281,230	11,686	19,988
9月	147.2	147.8	134.9	138.6	12.3	9.2	356,452	282,616	348,661	279,452	7,791	3,164
10月	152.8	151.9	140.0	142.5	12.8	9.4	360,498	283,670	351,507	280,374	8,991	3,296
11月	153.5	151.9	140.5	142.1	13.0	9.8	377,631	288,928	350,985	282,850	26,646	6,078
12月	148.8	150.4	135.5	140.1	13.3	10.3	655,363	449,924	289,808	227,928	365,555	221,996
26年1月	141.6	145.8	129.1	135.4	12.5	10.4	298,937	229,581	287,768	227,855	11,169	1,726
2月	145.3	145.7	132.7	135.5	12.6	10.2	292,084	229,804	288,502	224,992	3,582	4,812
3月	147.3	152.1	133.9	140.4	13.4	11.7	310,777	251,296	291,439	233,053	19,338	18,243
4月	153.5	157.0	140.1	146.4	13.4	10.6	306,807	237,869	294,925	233,831	11,882	4,038
5月	147.5	149.6	135.0	139.4	12.5	10.2	301,208	230,206	290,762	229,129	10,446	1,077
資料出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」127号(2014年9月30日発行)

2014年9月30日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2366
FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

発 行 人／伊集 直哉
印 刷 所／文字工房 ポスト
〒901-1111 南風原町字兼城631-1
(コ一ホ津波古101号)
TEL(098)889-6266
FAX(098)888-2297

再生紙を使用しています。